

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	派遣労働者に個人情報取扱事務を行わせる場合に講ずべき措置を定める要綱の制定について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

第14条第1項（派遣労働者を受け入れる際の措置）

（担当部課： 区政情報 課）

新宿区では、平成18年6月に新宿区個人情報保護条例を改正し、個人情報を取り扱うこととなる派遣労働者に対しても守秘義務を課すとともに、実施機関について必要な措置を構ずるものとした。

当初、専門性の高い福祉系・技術系職員の育児休暇代替要員として派遣労働者を活用することを予定していたため、派遣労働者が取り扱うこととなる情報にセンシティブ情報が含まれることが予測された。このため、派遣労働者を受け入れる場合には、あらかじめ審議会に報告する運用を図ることとしたところである。

しかし、平成19年度以降、派遣労働者の受入れ基準を変更し、職員の育児休業代替要員を確保するため、広く、労働者派遣制度を活用することができることとなった。

今後、派遣労働者の活用が拡大が予測される中で、そのすべてについてこれまでどおり個々に審議会に報告する運用を継続すると、類似事例での報告件数が増加し、他の審議時間に影響が出ることが予想される。

平成18年度第8回審議会において、一定の受入れについては、あらかじめ基準を定め、審議会へ報告する案件について整理すべきではないかとの意見を踏まえ、別紙のとおり要綱を定めものとする。

今後も、個々に審議会に報告するものは、次の(1)から(4)までに掲げる事務に派遣労働者を単独で従事させることとなる場合とする。(第6条参照)

区民の自宅への訪問を伴う事務

区民の生活、福祉、健康等に係る相談事務

区民の身体への接触を伴う事務

前3号のほか、条例第6条各号(センシティブ情報)に掲げる事項を取り扱う事務

例：児童館、保育園並びにあゆみの家に所属する福祉系職員
保健センター看護師、保健師が行う相談業務等

(別紙)

派遣労働者に個人情報取扱事務を行わせる場合に講ずべき措置を定める要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区個人情報保護条例(平成17年新宿区条例第5号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき、実施機関における個人情報を取り扱う事務を派遣労働者に行わせるに当たって実施機関が講ずべき措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例で定める用語の例による。

(派遣事業者との協定)

第3条 実施機関は、派遣労働者に個人情報を取り扱う事務を行わせるときは、当該労働者派遣の役務の提供を行う事業者(以下「派遣事業者」という。)との間に、次に掲げる事項を明記した協定書、覚書その他これらに類する書類を取り交わすものとする。

派遣事業者における派遣労働者に対する条例の趣旨の周知に関すること。

派遣事業者における派遣労働者の実施機関の事務への従事中の事故等に備えた傷害保険及び賠償責任保険の加入に関すること。

その他区長が必要と認める事項

(派遣労働者の誓約)

第4条 実施機関は、派遣労働者に個人情報を取り扱う事務を行わせるときは、当該派遣労働者に対して、次に掲げる事項を明記した誓約書その他これに類する書類を提出させるとともに、その内容について宣誓させるものとする。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

派遣労働者は、実施機関の事務への従事を通じて知り得た個人情報を他に漏らさないこと。派遣労働者でなくなった後も、同様とすること。

派遣労働者は、実施機関の事務への従事を通じて知り得た個人情報を他に漏らしたことにより実施機関又は第三者に損害を与えた場合には、その損害について賠償する責任を負うものとする。派遣労働者でなくなった後に実施機関の事務への従事を通じて知り得た個人情報を他に漏らしたことにより実施機関又は第三者に損害を与えた場合も、同様とすること。

その他区長が必要と認める事項

(派遣労働者に対する研修等)

第5条 実施機関は、派遣労働者に個人情報を取り扱う事務を行わせるときは、条例に基づく個人情報の取扱いについて、必要な研修を行わなければならない。

2 実施機関は、派遣労働者に対して、その取り扱う個人情報の範囲を明示しなければならない。

3 実施機関は、派遣労働者に対して、実施機関の事務への従事中の個人情報の取扱いについて必要な指導を行わなければならない。

(審議会への報告)

第 6 条 実施機関は、次に掲げる事務を派遣労働者に行わせようとするとき（区の職員とともに当該事務を行わせるときを除く。）は、あらかじめ新宿区情報公開・個人情報保護審議会に報告するものとする。

区民の自宅への訪問を伴う事務

区民の生活、福祉、健康等に係る相談事務

区民の身体への接触を伴う事務

前 3 号のほか、条例第 6 条各号に掲げる事項を取り扱う事務

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 日から施行する。